南丹市低入札価格調査制度に係る取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の10第1項「一般競争入札において最低価格 の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」及び南丹市契約規則第23条「最低価 格の入札者を落札者としない場合」に係る事務の取扱い(以下「低入札価格調査制度」と いう。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、予定価格が1億5000万円以上の競争入札、又は総合 評価方式による競争入札とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。

ただし、その割合の算定は次のとおりとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額千円未満の端数を切り上げた額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

(特別重点調査)

- 第3条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算 内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号 に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨て た額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査(以 下「特別重点調査」という。)を実施するものとする。
 - (1) 直接工事費10分の9
 - (2) 共通仮設費10分の8
 - (3) 現場管理費10分の8
 - (4) 一般管理費等10分の3

(調査基準価格の確定)

第4条 契約担当者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により基準価格を算出し、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/110 〇〇円」と記載しておくものとする。

(競争入札参加者への周知)

- 第5条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあっては入札説明書、入札公告その他に、指名競争入札にあっては入札通知書に、低入札価格調査制度を適用することがあることを明記し、契約担当者は、入札執行の際に次のことを説明する。
 - (1)低入札価格調査制度を適用することがあること。
 - (2)調査基準価格未満の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
 - (3)調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - (4)調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより第7条に規定する調査に協力すること。
 - (5) 入札者が第7条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合(総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者が調査基準価格未満の入札を行なった場合)には、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格未満の入札があったので、規則第23条の規定により調査を実施するために落札決定を保留する。」旨を宣言する。

(調査の実施)

- 第7条 入札執行者は、調査基準価格未満の入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か確認するために、次の各号に掲げる事項について入札者に対し期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関へ照会する等により調査を行うものとする。
 - (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
 - (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5)手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
 - (10)経営内容
 - (11)前10号までを事情聴取した結果についての調査検討

- (12) 第9号の公共工事の成績状況
- (13)経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
- (14)信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況等)
- (15) その他
- 2 第3条の2の規定により特別重点調査を実施する場合は、前項に規定する方法により調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項を特に重点的に確認するものとする。
 - (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
 - (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 機械リース元一覧
 - (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (10) 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
 - (11) 品質確保体制(品質管理計画書)
 - (12) 品質確保体制(出来形管理計画書)
 - (13) 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
 - (14) 安全衛生管理体制(点検計画)
 - (15) 安全衛生管理体制(仮設設置計画)
 - (16) 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
 - (17) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
 - (18) 経営内容
 - (19) 前18号までを事情聴取した結果についての調査検討
 - (20) 第17号の公共工事の成績状況
 - (21) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
 - (22) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況等)
 - (23) その他
- 3 前2項に規定する調査事項に係る資料等の様式その他調査の実施に係る詳細について は、別途定める。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第8条 入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者又は総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者(以下「落札候補者」という。)の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置)

第9条 入札執行者は、調査の結果、落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、市長に報告し、市長が召集する契約審査委員会に調査を求めるものとする。

(契約審査委員会の組織)

- 第10条 契約審査委員会の組織は、次のとおりとする。
 - (1)委員長は、副市長をもってあてる。
 - (2) 副委員長は、総務部長をもってあてる。
 - (3) 委員は、事業所管部長、その他副市長が指名する者とする。
 - (4) 委員会の会議は非公開とし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

(契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第11条 契約審査委員会の調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、入札執行者は、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置)

- 第12条 契約審査委員会の調査の結果、落札候補者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、入札執行者は、契約審査委員会の意見を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けて、落札候補者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。
- 2 入札執行者は、次順位者を落札者と決定したときは、落札候補者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(準用規定)

第13条 次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第6条から前条までの 規定を準用する。

附則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、施行日以降に一般競争入札を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、施行日以降に入札執行を行うものから適用する。 附 則

この要領は、平成25年6月17日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、施行日以降に契約を行うものから適用する。
- 2 平成25年度債務負担行為に基づく契約に係る工事で平成25年10月1日以後に契約を締

結するもの及び平成25年度に議決された繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事については、第2条第1号中「100分の108」とあるのは「100分の105」とし、第3条中「108分の100」とあるのは「105分の100」と、「調査基準価格の100/108」とあるのは「調査基準価格の100/105」とする。

附則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。